

# 令和 5 年度 事業計画書



登米市社協公認キャラクター：「ふくまる」

「一人ひとりの力を合わせ みんなの幸せのために」

# 令和5年度 事業計画

## 1 基本方針

令和4年度を振り返りますと、新型コロナウイルスに加え、ロシアによるウクライナ侵攻、急速に進行した円安によるエネルギー価格や食料品などの物価の高騰に苦しめられた1年となりました。本会においてもその影響は大きく、予算編成にも苦慮する厳しい状況となっております。しかし、依然として収束の気配が見えないコロナ禍の中でも、役職員及び関係者の創意工夫で各種事業を展開してきたところです。

一方で、国においては、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年を目途に、「地域包括ケアシステム」の構築を目指して各種施策を推進しています。介護保険制度については、地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度の持続可能性の確保をめぐり見直しが進められており、様々な課題があります。対応策として自立支援・介護予防に向けた取組みの推進や、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進、給付や負担のあり方等が議論されています。しかし、高齢者の丸ごとの生活を支えるためには、このような公的なサービスだけでなく、地域社会全体の見守りをはじめとする「支え合い」や「助け合い」、インフォーマルなサービスの充実が大変重要になっており、本会の果たす役割がますます高まってきます。宮城県でも昨年度「地域共生社会推進会議」を設置し、「重層的支援体制整備事業」も積極的に推進が図られる見込みから、本会においても準備を進めていく必要があります。

こうした社会情勢のもと、令和5年度は、登米市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画・強化発展計画・財政計画の3年目（計画期間：令和3年度から令和7年度の5か年計画）となります。「一人ひとりの力を合わせみんなの幸せのために」を基本理念に、各種事業を積極的に展開してきたところではありますが、引き続き地域福祉活動計画に掲げる基本目標の実現に向けた取組みを進めていかなければなりません。

また、これら地域福祉事業の推進を図るためには安定した財源の確保が重要であり本会の事業運営に係る財源は、主に市民の皆様から拠出していただく会費、寄附金、共同募金のほか、国・県・市からの補助金や受託金並びに介護保険、障害福祉サービス事業の介護報酬等からなります。特に本会の基礎財源である会費については、新型コロナの影響による令和2～3年度の事業中止又は縮小等による事業費支出の抑制を主な理由に、本会の理事会において、特例措置として令和4年度に限り一般会費を200円減額し1,000円としたことで、市民の皆様から多くの意見を頂戴しました。令和5年度は規定額である1,200円に戻すことにはなりますが、会費及び共同募金に協力いただく市民の目は、此度の件で本会事業に対してより一層厳しく注目されるものと考えられますので、積極的な事業PR並びに見える化を図り、この逆風を好機と捉え、市民が必要としている福祉事業の分析と開発を行い、さらには現在実施している事業の総点検を行い、本会の存在を強力にアピールすることが重要です。そして併せて、市民の皆さんが昨今の大変な社会情勢の中でも会費や共同募金に協力していただいているという現実を全職員がしっかりと認識し、感謝の気持ちを日々の業務で表さなければなりません。また、賛助、特別会員については、役職員の積極的加入推進により成果が表れておりますが、さらに、令和3年12月31日から5年間、賛助、特別会費が寄附金控除の対象として認可を受けたことから、税額控除の対象となることをPRし、理解を求めながら尚一層の加入推進を図ることが重要です。

市からの補助金（人件費）、受託金、県社協からの受託金については、厳しい財政事情の中でも、今後の補助金や受託金に対する動向を注視し、現状維持を図るためにも登米市及び県社協に働きかけを進めてまいります。特に市からの受託事業である生きがい対応デイサービス事業が令和4年度末で終了、また、指定管理施設運営事業の東和地域福祉センターが同じく令和4年度末で用途廃止となっており、東和支所は4月から東和総合支所の一角をお借りし、業務を推進していくこととなりますが、住民の皆さんに不便を感じさせぬよう、事業実施には配慮が必要です。

本会の財政基盤を支える介護保険事業、障害福祉サービス事業については、令和4年度は新型コロナの影響が大きく、感染拡大により臨時休業を余儀なくされた事業所も複数ありました。その他利用者減少が介護保険事業所で顕著にみられ、単年度収支で赤字となる事業所も見受けられることから、収支改善に向け徹底した経営分析を図り、利用者のニーズを的確に把握し、利用者の新規開拓や拡大等を強力に進め、選ばれる事業所として経営改善に努めてまいります。また、前述の東和地域福祉センターの閉鎖に伴い、東和デイサービスセンターも事業廃止としました。利用者の皆様には丁寧に説明を行い、利用調整等に責任をもって対応したところです。一方、障害福祉サービス事業については、一部で利用者の減少により実績が下がった状況です。作業所では今後も利用者確保に努め、利用者工賃増額につながる作業の検討及び情報収集を積極的に行い、安定経営を目指し信頼される事業所として地域、利用者に寄り添った運営を展開することが必要です。

令和5年度においても厳しい財政運営が見込まれることから、引き続き登米市社協全体の健全経営を旨とし、前年実績の徹底した分析と検証を全ての事務事業の面で実施し、常にコスト管理を意識しつつ限られた財源の中で最大限の効果を得るような事業運営を行っていきます。本会が置かれた責務をしっかりと認識し、改善に向けた英知の結集に取り組みスピード感を持った対応を心掛ける必要があります。また、新型コロナについては、5月8日からは「2類相当」から「5類」へ引き下げとなります。ウイズコロナの時代を見据えた事業の実施方法についても前例踏襲にこだわらず、見直しを進め、持続可能な組織体制基盤を作り、基本理念に則った運営に努め、登米市の地域づくりを進めてまいります。

## 2 基本理念

「一人ひとりの力を合わせ みんなの幸せのために」

（登米市地域福祉活動計画基本理念）

## 3 基本目標

市民が住み慣れた地域で安心・安全な生活を維持するため、地域課題を自らの課題としてとらえ、住民同士がともに考え行動できる地域づくり、人づくりを基本として本会がこれまで推進してきた各種事業を関連付けながら、市民がそして地域が必要とする活動への支援と円滑な運営が可能となるよう体制を整備します。

地域コミュニティの再生や維持、包括的なサービスの提供等「地域共生社会の実現」「地域包括ケアシステムの構築」の役割を担うため、第3次登米市地域福祉活動計画に掲げる次の3点を基本目標とします。

- ①地域住民が主体的に活動するまちづくりの推進
- ②安心できる福祉サービスの充実
- ③だれもが暮らしやすい総合的な福祉の向上

## 4 重点事業

第3次登米市地域福祉活動計画及び本会強化発展計画の3年目として、次に掲げる内容を重点事業といたします。

### (1) 組織・事務局体制の強化及び財政の健全化

- ① 適正な人事労務管理によるスキルアップの強化
- ② 職員の「働き方改革」推進と環境整備・家庭と仕事の両立支援
- ③ 経営課題改善への具体的取り組みと持続可能な財源確保を検討
- ④ 市民の参画意識を高める会員加入促進及び社協活動の「見える化」を強化
- ⑤ スケールメリットを生かした効率的な事務・事業実施への取り組み
- ⑥ 災害及び感染症等に対する本会の体制強化について

### (2) 地域福祉活動の充実・強化

- ① 「地域が主役にな(れ)る」住民ニーズに即した地域福祉事業の展開
- ② 高齢者の介護予防と生きがいがづくりへの支援
- ③ 若年層ボランティアの育成
- ④ 子育て世代にも理解いただける社協事業の展開
- ⑤ 総合相談体制の充実・強化と他関係機関との連携

### (3) 受託事業の効率的サービス提供

- ① 指定管理施設の適正な管理運営と本会拠点確保の検討
- ② 高齢者福祉サービス事業の円滑な運営及び今後の方向性検討並びに行政担当課との事業連携
- ③ 重層的支援を意識した生活支援体制整備事業の推進
- ④ 生活課題を抱えている方へ寄り添った福祉サービスの推進（日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業）

### (4) 介護保険事業の充実強化

- ① 介護保険事業所の経営課題の改善と経営健全化の推進
- ② 法改正への柔軟かつ的確な対応強化
- ③ 利用者本位のサービスの提供と自立支援
- ④ 職員の研修・協議等実施による意識改革の強化

### (5) 障害者支援の推進・強化

- ① 事業所の健全経営に向けた関係機関との連携強化
- ② 障害福祉サービスにおける利用者本位と自立に向けたサービスの提供・支援
- ③ 新規収益事業の検討及び実施による作業工賃の増額
- ④ 利用者の個々の障害特性に対応する研鑽の強化

### (6) 必要な情報の提供

ホームページ、社協だより及び支所だよりの充実、Facebook 等の活用による迅速な情報提供と市民・関係機関等との双方向化の展開、業務・情報処理の効率化と ICT技術の向上

## 【法人運営事業】

地域と共に、市民総ぐるみによる福祉の推進に取り組む社協として、社会福祉法人制度改革で掲げられた「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取組を実施する責務」等には引き続き注力し、深化を図ります。また、公益性の高い民間の社会福祉法人である社協に求められる「地域福祉の推進」に向けて「住民が主体的に活動するまちづくり」「安心できる福祉サービスの充実」「だれもが暮らしやすい総合的な福祉の向上」への確実な取り組みができるよう、「経営組織体制の効率化」「財政運営の健全化と持続可能な財政基盤の確立」「人的体制の強化」といった足元を固め、市民の理解を得ながら一層の改革と組織の充実強化を推進して参ります。また、本部と各支所・事業所間の連絡体制や予算管理、事務分掌等の見直しも継続し、時代により変化する福祉ニーズや関連する社会課題に応えるべく、法人全体を管理し総合的かつ計画的な事業執行、適正な法人運営を推進します。

### 1 組織体制の強化

地域福祉を推進する本会は、開かれた公益性の高い民間の組織として、一般・賛助・特別会員を募るとともに、福祉活動を行う方や熱意のある方々からの代表を任命し、運営及び事業展開の根幹となる理事会・評議員会、各種部会・委員会を開催しており、組織としてのガバナンス確保と組織の充実強化、資質向上を図ります。

また、本会運営に携わる全ての方々が、主体者として多様な視点から協議を交わし、複雑化する福祉課題に対して本会に求められる役割を果たすことで、専門性の向上につながると考えます。更に、本会職員についてはそれぞれが携わる地域福祉や介護保険・障害福祉サービス領域といった専門分野の他、広義の福祉を考えるにあたっての見識を高めるための研修会参加や資格取得等の奨励を積極的に進め、本会職員として総合的なスキルアップを図ります。

なお、福祉活動推進員はそれぞれの地域において地域福祉推進の一翼を担う重要な存在であり、活動の支援や連携体制の整備を引き続き進めて参ります。

その他、災害時においても支援機能を維持していくための連絡網や情報セキュリティの確保など、危機管理体制の整備を進めます。

部会・委員会		開催予定
1 役員会等の開催	正・副会長会議	随時（年6回）
	理事会	6・7・9・12・1・3月（年6回）
	評議員会	6・7・12・1・3月（年5回）
	監事会	4・6・10・11月（年6回）
	監査会及び外部監査	5・11月（年3回）
2 部会の開催	総務部会	9・12・2月（年3回）
	地域福祉部会	6・10・2月（年3回）
	介護福祉部会	6・10・2月（年3回）

3	本部に設置する委員会の開催	
	評議員選任・解任委員会	随時
	財政健全化検討委員会	随時
	生活福祉資金貸付調査委員会	随時
	生活安定資金運営委員会	随時
	広報委員会	年4回
	広報モニター会議	年3回
	支所長会議	年12回
	運営検討委員会	年10回
	福祉活動専門員会	年12回
	介護保険事業運営推進会議（管理者会議・各部会）	管理者会議年3回、各部会年3回
	生活支援体制整備に係る協議体・連絡会	随時（第1層及び第2層）
	虐待防止委員会	年1回以上
	石越エリア衛生委員会	年12回
	その他、会長が本会の運営上諮問を要すると認めた事項に関する委員会	随時
4	支所に設置する委員会の開催	
	地区委員会	6・10・3月（年3回）
	福祉活動推進員長会議及び研修会	各年1回
	委員等の研修会	随時
	その他、会長が本会の運営上諮問を要すると認めた事項に関する委員会	随時
5	各種研修会の開催	
	役員研修会の開催	11月
	新任職員研修会の開催	4・7・10・1月（年4回）
	職員各種実務研修会の開催	随時

## 2 職員の労働環境の整備

職員一人ひとりが、自身の職責や求められる役割を自覚し、行動に移すことで社協は組織として機能し、地域や市民にとって役立つ存在となり得ます。職員一人ひとりがそれぞれの部署で活躍するためには、心身の安定を維持したうえで「誇りの持てる職場」「やりがいを持って仕事に取り組める職場」「成果が見える職場」として、職員自身が充実感を持つことが必要です。充実感を得る要素の一つとなる労働環境面については、職場の清潔保持や業務で使用する備品や機材の整備、IT機器を活用した定型的業務時間の削減。福利厚生面の充実などが挙げられます。また、それぞれの業務内容の洗い出しを行い、組織内の配置人員や役割、業務の進め方を考慮しながら、職員の労働環境整備を続けます。処遇面では、本会職員数の7割以上を占めている非正規職員についても同一労働同一賃金の趣旨に基づき、正規職員と非正規職員の業務内容

や雇用条件等の違いを明確化し、不合理な格差とならないよう配慮します。

なお、「働き方改革」の一環である年次有給休暇取得率の向上に加え、年5日以上  
の年次有給休暇の確実な取得にも引き続き取り組みます。本会職員数の8割以上は女  
性職員が占めておりますが、令和4年4月から義務化された女性活躍推進法に基づき  
一般事業主行動計画を作成しており、今後も職業生活と家庭生活との両立に向けた雇  
用環境の整備を推進していきます。この他、管理職の労働時間も一般従業員と同様に  
法人として把握し、管理職の過度な長時間労働・休日労働の是正に取り組みます。

### 3 財政運営

本会の運営及び各事業の財源は、自主財源となる介護保険事業収入の他、市からの  
補助金、事業受託金、共同募金配分金、会費等で構成されており、いずれの財源も今  
後の大幅な増加は難しい状況と考えます。更には、新型コロナ禍やウクライナ情勢に  
よる経済成長の低迷から、原油価格や物資価格の上昇がかつてない速さで進んでおり  
ます。本会においても、特に電気料金の上昇を大きく受け、光熱水費関連予算の増額  
補正を行うなど、財政的体力に及ぼす影響が懸念されます。このことから、令和4年  
9月よりコンサルタント会社との経費削減にかかる支援業務契約を締結し、まずは法  
人全体として日常的に使用する機器類の賃借料、各種業務委託料のコスト削減に取り  
組み、その一部は令和5年度当初より実行する計画です。

収入面では地域福祉の後退にならないよう、登米市への提案と支援要望を行いなが  
ら、一般財源である会員会費や共同募金配分金、介護保険・障害福祉サービス事業等  
の自主財源の安定的確保に努めていきます。

今後も本会全体の収支状況及び費用対効果を検証し、課題を先送りせず社会の要請  
に応じた事業展開と予算配分などについて、分析と改善を進めて参ります。

### 4 一般・賛助・特別会員としての参画

市民や地元事業者等の方々が、それぞれの立場で地域福祉の推進に参画する手段の  
一つが会員制度です。地域でお互いを支える仕組みづくりや、法人運営という本会の  
根幹に充てられる会費財源は、本会にとって数少ない貴重な自主財源となります。

このことから、基本的には全戸加入を目標に例年ご協力をいただいておりますが、  
単身世帯や高齢者世帯の増加による世帯構成の変化から、一般会費会員加入率の向上  
には厳しい状況があります。地域福祉を進める上で、地域や市民が抱えている課題を  
当事者としてとらえ、一人ひとりが主体的な会員として参画していただけるよう、広  
報活動の充実と事業展開、財源活用の内容を市民に分かりやすく説明し、会費と社協  
の活動の「見える化」を進めて参ります。

更には、本会の賛助・特別会費については、税額控除の対象となることから、これ  
まで関りが薄かった企業等にも積極的に会員加入を啓蒙し、企業における社会貢献活  
動の一つとして新たな会員拡大に努めて参ります。

### 5 スケールメリットとコンパクトな業務体系の両立

本会は、県内にある34カ所の市町村社会福祉協議会の中で、仙台市と大崎市に次  
ぐ3番目の予算規模と職員数となっております。このスケールメリットとして、それ  
ぞれの部署での幅広い関わりを通して得られる多様な情報の蓄積を基に、広い視野を

身につけ横断的な活動につながれると考えます。また、備品等の調達や整備、契約事務についてもスケールメリットを生かした経費削減が見込める状況です。更には、本部が行う人事・労務管理、会計事務等をはじめとする各部署の会計事務、帳票の回覧、取引先とのやりとりなどの業務負担軽減に向け、これらの業務を本部が一括管理とするシステムを導入し、スケールメリットを活かしたコンパクトな事務負担と分担の仕組みの構築を進めます。

## 6 新型コロナウイルス感染症への対応

本年5月5月8日より第2類相当から第5類となる見通しですが、各支所及び各施設・事業所等の運営にあたっては当面の間、手指消毒やマスクの適切な着用、三密の回避等、各種事業での感染の予防への対応を続けます。

### 【社会福祉事業】

市民の皆様からご協力いただいた会費を財源に行う事業です。

基本理念をもとに3つの基本目標に添いながら、本部支所間相互の連携を密にし、検証により事業の効率的・効果的展開を図ります。

令和5年度から令和6年度に掛けて、社協全体の事業の見直し、統一を図る上で、賛助会費、特別会費を財源とする地域還元事業を創設し、各支所で地域に残したい、またはこれから進めて行きたい事業を実施していきます。

主 な 概 要	
地域福祉推進事業	<p><b>○小地域ネットワーク事業</b></p> <p>本会の事業対象者及び登米市避難行動要支援者名簿等による台帳の整備、本人への同意確認を進めます。また、関係者それぞれが持っている情報を共有し、安心安全な暮らしの確保のため、ネットワークの構築に努めます。</p>
	<p><b>○福祉活動推進員研修会</b></p> <p>福祉活動推進員は、社協や行政、民生委員児童委員等の関係者と協力・連携し、地域福祉に携わる役職として位置づけられています。研修会では住民同士の支え合い、地域づくりの担い手となっていただけるよう、その役割についての共通認識を図り、福祉活動推進員のあり方についても検討していきます。また、福祉活動を推進するための人材育成を図ります。</p>
	<p><b>○地域福祉教育推進事業</b></p> <p>コロナ禍により希薄化となった住民同士のつながりを再構築し、地域内活動の活性化を図るきっかけとなる事業として推進します。</p> <p>また、地区懇談会等を通し地域の良いところや課題の発見解決に努め、小地域ネットワークの構築にも繋げていきます。</p>

地域福祉推進事業	<p>○社協だより・SNSの発信</p> <p>社協マスコットキャラクター「ふくまる」を活用し、子供や若年層等、これまで以上に社協事業や共同募金運動をPRしていきます。</p> <p>社協だより・支所だよりについては、広報モニターや市民からご意見をいただき、見やすく、分かり易い内容を心掛け、手に取り見ていただける広報誌の作成に努めます。</p> <p>ホームページや Facebook では、よりタイムリーな情報提供ができるよう随時更新します。</p>
	<p>○地域福祉フォーラム</p> <p>永年に亘り福祉活動に尽力された皆様を表彰する機会となり、市民を巻き込んだ企画を立案し、地域住民にとって大きな集いの場となるよう開催いたします。</p>
生活相談事業	<p>○定例相談・法律相談・相談員研修</p> <p>定例相談は、令和4年度同様ブロック開催とし、今後について更に検証をしていきます。また、令和4年度コロナ特例による生活福祉資金の貸付申請が終了となり、今後償還等に関する相談が定例外相談でも見込まれることから、本部支所の情報共有を密にし、適切な対応を心掛けます。</p> <p>また、専門的な相談がここ数年増えていることから、相談員には傾聴技術を始めとする専門的な研修会を実施し、司法書士による法律相談は年10回の開設を予定しています。</p>
ボランティアセンター事業	<p>○ボランティアセンター事業</p> <p>ボランティアの育成、相談、斡旋をしていきます。</p> <p>また、「学生ボランティアの拠点づくり」を通して、ボランティア活動への参加意欲を高め、更には継続的にボランティアPRを行い、施設や町内会等へのマッチングをはじめ、活動できる場を増やしていきます。</p> <p>災害ボランティア研修会については、災害時に協力をお願いする市民だけに留まらず、地域企業への参画を求め、非常時の協力体制の構築に努めます。</p>

### 【共同募金配分金事業】

令和4年度に市民の皆様からご協力いただいた赤い羽根共同募金を、県共募から社協配分（地域配分を除く）として受け行う事業です。

募金に協力いただく市民の皆様は募金の使われ方についてご理解をいただけるよう、共同募金運動のPRに努め、共同募金事業の「見える化」を図ります。

	主 な 概 要
児童・青少年福祉活動事業	<p><b>○Jボラ体験隊</b></p> <p>中高校生を対象に参加しやすいよう、SNSを活用した活動や、ボランティア活動に意欲的に参加できるメニューを企画し、次世代の担い手育成を図ります。</p>
	<p><b>○福祉体験学習講座</b></p> <p>小学校4年生から6年生を対象に夏休み期間等に開催していましたが、一部地域を除き年々参加者が少ないことで検討、見直しを行ってきており、令和5年度からは従来行っていたキャップハンディ体験学習等を福祉体験学習として行うこととしました。内容については学校の要望に応えるものの、社協側から福祉学習プログラムの活用を提案するなど、先生方と一緒に学習会を目指します。</p>
	<p><b>○福祉ふれあい作品コンクール</b></p> <p>市内全小中学校の児童・生徒から応募がいただけるよう、学校への周知の方法を見直し、また、作品の展示方法等を改善していきます。</p>
	<p><b>○子育て支援金贈呈事業</b></p> <p>1歳の誕生日から2歳の誕生日前までのお子さんの養育者へ支援金を贈呈します。子育て中の若い世代への社協PR、社協事業等への参加促進に繋げることを目的とします。</p>
福祉育成・援助活動事業	<p><b>○集いの場支援助成事業（新規）</b></p> <p>令和4年度終了となった「町内会等防災用品配分」に変わり、地域住民が主体的に活動するまちづくりの一助となるよう、町内会等へ施設の修繕、整備に係る経費の一部を助成します。</p>
	<p><b>○ふくまるフェスタ</b></p> <p>子どもから高齢者まで幅広い世代が一堂に会し、社協事業の紹介を通して、地域福祉事業等への関心を高め、事業等への参加促進と子育て支援の充実を図ります。</p>
	<p><b>○高齢者緊急カード・連絡版発行</b></p> <p>高齢者の緊急時に関係者の共有情報として把握できるものとして、行政と統一したカード、連絡版を発行します。</p>
	<p><b>○地域ささえあい事業（生活困窮者支援金事業）</b></p> <p>セーフティネット事業の一環として生活困窮者等へ支援金を支給します。（世帯割…5,000円、人員割…5,000円、上限50,000円）</p> <p>※生活保護受給世帯は対象外とします。</p>
	<p><b>○フードバンク事業</b></p> <p>セーフティネット事業の一環として一時的な生活困窮者等へ食糧の支援を行います。</p>

ボランティア活動育成事業	<p><b>○ライフアップ・スキルアップ講座</b></p> <p>ボランティアの担い手の発掘、育成を目的に「ライフアップ講座」を開催し、男性参加者の巻き込みや受講後、ニーズに添ったボランティア活動への誘いの場として実施します。</p> <p>また、スキルアップ講座は、ボランティアの更なる質の向上と、ボランティア活動の継続を図ることを目的とし実施します。</p>
	<p><b>○福祉団体等助成金</b></p> <p>令和4年度ボランティア団体に対する助成をスタートさせました。様々なボランティア活動に尽力いただいている団体等の継続的な活動への一助となるよう、情報の周知徹底を図り助成制度を推進していきます。</p>

### 【受託事業】

ミニデイサービス・シニアサロン事業をはじめ、全ての高齢者福祉事業において、まだまだコロナ禍の終息が見えない中、ここ数年外出を控えてきた生活により、出不精となる高齢者が多くなったように思われますが、ボランティアや地域の協力を得て、高齢者を孤立させない、つくらないため「集いの場」の推進を図り、高齢者の介護予防と健康づくりを進めていきます。

単価契約の配食サービスについては、消費税率の引き上げ、食材費等の高騰により単年度収支が厳しいことから、利用者に不利にならないよう事業形態の見直しや経費削減を図り登米市へはその都度要望を出してきましたが、令和5年度は市の財政難を理由に、現在の単価（500円）から減額となる見込みです。ここ数年食数は右肩上がりが増えており、登米市へは引き続き社協が受託する意義について協議をしていきます。

生活支援体制整備事業については、圏域担当は残しながらも生活支援コーディネーターを各町域に配置としました。支所職員と協力しながら、地域住民が主体となる地域づくりができるよう、地域に寄り添い事業の推進を図ります。

主 な 概 要	
登米市受託事業（登米市福祉事務所）	<p><b>○外出支援サービス事業</b></p> <p>在宅歩行が難しく公共交通機関の利用困難な方に対し、車いす・ストレッチャーで通院や社会参加等の移動手段を支援します。5台の車両を有効に運行することにより、利用者の希望に合わせた利用ができるように努めます。</p>
	<p><b>○ミニデイサービス・シニアサロン事業</b></p> <p>高齢者の介護予防の一環として、健康づくりと社会参加を目的とし全行政区での開催を目標とします。</p>
	<p><b>○配食サービス事業</b></p> <p>食事の調理等が困難な65歳以上の高齢者に対し、地域のボランティアの方々の協力（調理・配達）を得て、栄養バランスの取れた食事の提供、声掛けを重視した見守りを行っていきます。</p> <p>調理場所を3か所（迫・中田・津山）のブロック制としたことで、定期的にブロック会議を開催し、献立の見直し、課題の改善に向けた話し合いを行い、利用者から求められるお弁当の提供に努めます。</p>

登米市受託事業 (登米市福祉事務所)	<p><b>○生活支援体制整備事業</b></p> <p>各町域に配置とする生活支援コーディネーターを中心に、町域ごとの介護予防と生活支援サービスの拡充に向け、支所職員や地域住民とともに、発掘した地域資源の活用、活躍の場のコーディネートを行います。また、支所職員や地域住民とともに地域課題の把握に努め、課題解決の足掛かりとなれるよう努めていきます。</p>
	<p><b>○登米市米山・南方地域包括支援センター</b></p> <p>高齢者及び認知症の方やその家族が、気軽に相談できる場であり、住み慣れた地域でその人らしい生活を維持することができるよう、関係機関や地域住民と協力し包括的支援に努めます。</p>
	<p><b>○軽度生活援助事業</b></p> <p>在宅で安心して自立した生活を送り続けられるよう支援をしていきます。</p>
	<p><b>○指定管理施設運営事業</b></p> <p>令和5年度から登米市より指定管理施設運営業務を受託します。期間は5年となります。これまでも老朽化等による修繕が度々ありましたが、今後益々大規模な修繕が必要となってくることが予想され、登米市と随時協議・検討していきます。</p> <p>また、地域住民が気軽に利用できる、「集いの場」となるよう、利用者ニーズに寄り添った貸館業務を行います。</p>

宮城県社協受託事業	<p><b>○日常生活自立支援事業</b></p> <p>登米地域福祉サポートセンター（まもりーぶ登米）が主体となって実施します。判断能力が不十分な方に対し、日常生活の自立へ向けた援助として初期相談・調査から契約までの支援、日常的な金銭管理業務を主体的に実施します。</p> <p>また、関係機関に対し事業周知を図り、利用者増に繋げます。</p>
-----------	---

### 【貸付事業】

日常生活を送る上で、支援が必要な人に対し、他機関とも連携を取りながら、自立した生活が営めるよう、資金の貸付を行います。

主 な 概 要	
生活福祉資金事業	<p><b>○生活福祉資金貸付事業（県社協直轄）</b></p> <p>新型コロナ特例による「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付申請が令和4年9月をもって終了となりました。今後通常的生活福祉資金の相談、コロナ特例の償還が開始となったことから、償還についての問い合わせ等が増えることが予想されますが、相談者に寄り添い、関係機関と連携しながら進めていきます。</p>

**○生活安定資金貸付事業**

支援が必要な方へ安定した生活が送れるよう、資金貸付を行います。

保証人を付けられず貸付に至らない相談については、長期的な生活困窮世帯が多いことから、他機関を紹介するなどの連携により支援を行います。

また、長期滞納世帯に対しては、支所と協力し償還指導の強化に努めます。

**【介護保険・障害福祉事業】**

令和5年5月より新型コロナウイルス感染症への対策が緩和され、活発な活動や交流が期待される中、高齢者の感染リスクは高くなり感染拡大も懸念されることから施設療養に対する補助金の継続が決まりました。引き続き、感染対策を行いながら実施していきますが、それらに要する衛生用品を始め、食材費、燃料費、特に電気料金の高騰は厳しい経営状況に拍車をかける状況であり、利用者への影響を最小限に留めつつ節約に努め、改善策についての検討を行います。

介護保険事業の利用状況としては、全体的に新規契約者数が終了者数を上回っているものの、軽度利用者の増加による収入の落ち込みと、数か月単位で利用者数が大きく変動する状況はここ数年の傾向として変わりなく、登米市内介護事業所の需要と供給のアンバランスに対して、社協の強みを生かしたPRと介護保険事業所等地域還元事業に積極的に取り組み、関係性を構築し、地域に根差した事業所として選ばれる事業所づくりにより経営改善を目指します。

障害福祉事業では、南方福祉作業所あやめ園「あったかカフェつなぐ」の再開と新規菓子事業への取り組み、豊里福祉作業所工房なかまでは、リサイクル事業を始めとした作業の充実を図り、再開が期待できるイベントや行事での販売等を通して、働く喜びややりがいのある作業所、魅力のある就労の場を提供し、新規利用者の獲得と利用者の工賃向上に向けた取り組みを進めます。また、県でも力を入れている農福連携について、県や市内の状況をみながら協議を進めます。

令和6年度の報酬改定を見据え、虐待防止の更なる推進と資格取得の促進、非常災害及び感染症に対する業務継続計画を策定し、今後はさらに専門的かつ適切な対応が求められるようになるため、職員ひとりひとりが倫理観を高め、専門職としての自覚と責任ある行動がとれるよう会議、研修等を充実するなど職場環境を整えます。同時に介護職員等に対する処遇改善手当等に合わせ、新たにベースアップ等支援加算を取得し、仕事に対するやりがいにつながるよう夜勤手当や職務手当など働き方に応じた手当を支給し、処遇を改善します。

全ての施設（設備）で大規模な修繕が必要となっており、補助金等を活用しながら計画的に実施できるよう見極め、長期的な視点で事業の適正化を図りながら、登米市内の動向を注視しながら安定的・継続的にサービス提供ができるよう事業を展開していきます。

事業名	基本方針	
介護保険事業等 運営推進会議	<p>介護保険事業並びに障害福祉事業の適切かつ適正な事業運営と安定経営を図るため、事業の充実に向けた協議を行い、介護保険事業等全体の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者全体会議 年3回</li> <li>・居宅介護支援部会、デイサービス部会、 地域密着型事業部会、障害福祉部会 } 各年3回</li> </ul>	
介護保険サービス	<p>居宅介護支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中田居宅</li> <li>・石越居宅</li> <li>・米山居宅</li> </ul>	<p>住み慣れた地域で自分らしく自立した生活が送られるよう利用者本位、公正・中立の立場で関係機関との連携により、多様なサービスを総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中田居宅『話をよく聞いて相談し、その方に合わせて適切な情報提供を行い、迅速な対応をします』</li> <li>・石越居宅『いつでも視点は本人に困った時に支援します』</li> <li>・米山居宅『地域力を生かしたケアプラン策定の充実』</li> </ul> <p>* 給付管理率 93% (1か月1人当たり 管理給付数35件)</p>
	<p>デイサービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石越デイ</li> <li>・米山デイ</li> </ul>	<p>機能訓練や必要な介護サービスを提供し、利用者の社会的孤立の解消と介護者の身体的・精神的負担を軽減します。専門性の向上と接遇を身につけ、信頼できる事業所を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石越デイ『業務を効率化し、職員の負担や環境の改善、何より利用者と直接触れ合うケアの時間を増やす』</li> <li>・米山デイ『元気にあいさつ、笑顔で寄り添う温かい介護』</li> </ul> <p>* 定員に対する利用率 85% (1日平均30人以上)</p>
	<p>地域密着型 デイサービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中田デイ</li> </ul>	<p>地域に根差した事業所として必要な介護サービスを提供し、利用者の社会的孤立の解消と介護者の身体的・精神的負担を軽減します。専門性の向上と接遇を身につけ、信頼できる事業所を目指します。</p> <p>『個々の気持ちに寄り添い、耳を傾け、丁寧な対応ができる』</p> <p>* 定員に対する利用率 85% (1日平均12人以上)</p>
	<p>訪問介護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米山 訪問介護</li> </ul>	<p>個別訪問する業務の特性上、スタッフ個々の力量が事業所の評価に繋がりやすいため、内部・外部研修に積極的に参加し、職員の専門性の向上を図ります。</p> <p>『利用者、家族との信頼関係を大切にし、常に利用者の立場に立ち自立の可能性を一緒に見つけながら親切丁寧なサービス提供を行います』</p> <p>* 稼働率100% 1人当1日5件 (1か月 延1,000人)</p>
	<p>特別養護 老人ホーム 「風の路」</p>	<p>事業計画【別紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 長期入居率 98.3%</li> <li>* 短期入居率 94%</li> </ul>
	<p>グループ ホーム事業 認知症高齢者 グループホーム ほほえみ</p>	<p>入居者の思いや生き方を尊重し、職員共通の理解と統一した支援により地域社会の中で心穏やかに暮らせるよう支援します。研修等へ積極的に参加し職員ひとりひとりの専門性を高めます。</p> <p>『ひとりひとりが笑顔で毎日を暮らせるよう、寄り添う事を第一に考えます』</p> <p>* 入居率 100%</p>

障害福祉サービス	豊里福祉 作業所事業 工房なかま	<p>利用者ひとりひとりを尊重し、働くことの楽しさや喜びが感じられる就労の機会を提供すると共に、障がいの特性に合った支援を行い安心して通所できる作業所を目指します。</p> <p>『利用者及び利用者家族と良好な関係性を築くこと、新規利用者確保に努める』</p> <p>*定員に対する利用率 100%</p> <p>*作業工賃平均月額（1人当）18,000円以上</p>
	南方福祉 作業所事業 あやめ園	<p>障がいがあってもなくても共に働ける作業所を目指し、利用者を尊重し、障がいの特性に合わせた支援を行い、働く喜びを感じられる就労の機会を提供すると共に、安心して生活できるよう支援します。</p> <p>『利用者の意思と障がい特性に合わせた支援を行い、安定した工賃の確保、安心して通える場を目指す』</p> <p>*定員に対する利用率 100%</p> <p>*作業工賃平均月額（1人当）18,000円以上</p>
	障害者 ケアホーム 事業 カーサにしき	<p>地域住民の一員として、安心できるくらしの場を提供します。利用者の立場に立ったサービスと、できることが増やせる支援を心がけ、防災や事故防止に向けた取り組みを進めます。</p> <p>『地域活動に参加し、交流を深めて自然と笑顔で挨拶ができるようになる』</p> <p>*入居率 = 99%</p>
	訪問介護 事業 ・米山 訪問介護	<p>感染対策に努めながら、利用者と家族との信頼関係を大事にし、障がい特性に応じた柔軟かつ丁寧な対応を心がけ、信頼され選ばれるサービス事業所を目指します。</p> <p>*月訪問延べ件数 = 120件目標 稼働率100%</p>

社会福祉事業 令和5年度事業計画書

No.1

A	事業区分	支所	B	拠点区分	C	事業名	事業概要 (対象者、内容など)
1	社会福祉事業		1	法人運営事業	1 法人運営事業	支所運営	支所の管理運営を全般的に行う。
						迫地区委員会	地区委員(年3回)
						各種研修	役員研修
						迫支所だよりの発行	年間8回 支所だよりの発行
						小地域ネットワーク事業	小地域ネットワーク事業の事業説明と地域を訪問して推進する
						福祉活動推進員長会議	各地区ごと開催。社協会費の収納事務説明
			2	地域福祉事業	2	福祉活動推進員研修会	福祉活動推進員に対して社協事業の理解を図る推進員研修と併せ地域づくりについて学ぶ研修会を開催
						地域福祉教育推進事業	地域コミュニティの活性化の為、事業申請等を推進する
						コミュニティ推進協議会との協力	公民館との事業連携を進めていく
						佐沼コミュニティ祭りへの参加	社協事業紹介とハンドマッドサージ、パリスタボランティアの派遣
						地域づくり研修会(迫のお宝発表会)	住み慣れた地域で暮らすためのつながりや交流を学ぶ
						地域還元事業	クイズをとおし、社協及び福祉について考える機会とする
		3	定例相談の実施	年間11回 一般住民向けに定例相談を開設する			
3	ボランティアセンター事業	4	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター-各種業務(相談・登録・幹旋・調整)			
			災害ボランティアセンター事業	災害ボランティアセンター-研修会の実施			
			福祉体験学習	各学校での総合学習での福祉教育の取組を支援する			
		5	福祉活動協力校指定事業	町内の小学校・中学校・高等学校へ活動費助成			
			地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業			
4	一般配分金事業		緊急時連絡カード発行事業	緊急時の身元把握と家族への迅速な連絡を図るため発行する。			
			ふれあいの集い	会食と交流を目的とした集いを年2回開催(一人暮らし高齢者・高齢者世帯対象)			
		6	地域間交流事業(第6回GG交流大会)	生活支援体制整備事業と連携し、地域間交流の創設を目的としたGG交流大会を実施する			
			高齢者趣味活動支援事業	高齢者の生きがい生活の助長と心身機能の維持向上、並びに人材育成			

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
1	社会福祉事業	4	一般配分金事業	7	ボランティア活動育成事業	配食サービスボランティア代表者会議	配食サービスの調理ボランティアグループの日程調整・意見交流会を含む代表者会議
						ミニデイサービス・シニアサロン代表者会議	ミニデイサービスボランティア同士の交流・つながりの強化
						ボランティア団体助成	ボランティア協会への助成
						はさま元気応援研修会 (和話輪推進研修会)	市と共催。健康づくり
		5	歳末たすけあい配分金事業	8	地域ささえあい事業	地域ささえあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施
						外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付
		6	市受託事業	11	ミニデイサービス事業	ミニデイサービス・シニアサロン事業	高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る
						はさま元気応援研修会 (和話輪推進研修会)	登米市との共催事業、介護予防に関する各種研修を行う、社協側はミニデイお世話人を対象に実施する
						配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事の調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する(月・水・金曜日に市内統一実施)
		7	福祉センター指定管理事業	13	生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に市の総合事業(地域支援事業)に向けた各種取組と体制整備を行う、地域福祉推進事業と連携し、地域間交流事業としてサロンやスポーツ交流を企画する ・迫圏域協議体会会議年3回 ・協議体移動研修 ・行きつけサロン ・命のバトン研修会及び地区懇談会(波及活動) ・体力づくり！みんな集まれラジオ体操
						迫老人福祉センター運営事業	迫老人福祉センターの指定管理業務を実施する
						日常生活自立支援事業	まもり一歩事業の実施及び支援
						生活福祉資金貸付事業	相談受付等の業務
		10	生活安定資金貸付事業	21	生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う

登米 支所 令和5年度事業計画書

No.3

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要 (対象者、内容など)		
1	社会福祉事業	1	法人運営事業	1	法人運営事業	登米支所運営	支所の管理運営を全般的に行う。		
						地区委員会	地区委員会 (年3回)		
		2	地域福祉事業	2	地域福祉推進事業	2	地域福祉推進事業	生活支援体制整備事業 (視察研修) と共催で開催 (年1回)	生活支援体制整備事業 (視察研修) と共催で開催 (年1回)
								とよま支所だよりの発行	年間6回 支所だよりの発行 (ボランティアセンターだよりの同時発行)
								小地域ネットワーク事業	小地域ネットワーク事業の事業説明と地域を訪問して推進する
								福祉活動推進員長会議	福祉活動推進員を対象とした会議を開催 (社協会費納入依頼 他) (年1回)
								福祉活動推進員研修会	福祉活動推進員に対して社協事業の理解を図る
								地区懇談会の開催	行政区に出向き住民と地域福祉活動の意見交換を行う
								地域福祉教育推進事業	地域コミュニティの活性化の為、事業申請等を推進する
								地域還元事業	小学4～6年生の児童を対象に、福祉・防災に関する知識と理解を深める場を提供する
								定例相談の実施	年間4回 一般住民向けに定例相談を開設する
								法律相談の実施	住民の法律問題に関する問題に対応する、相談会場は迫と中田の2ヶ所に集約実施
3	ボランティアセンター事業	3	ボランティアセンター事業	4	ボランティアセンター事業	生活相談員研修会	県、市主催の研修会に相談員を派遣し技能向上を図る		
						ボランティアセンター事業	ボランティアセンター各種業務(相談・登録・幹旋・調整)		
						災害ボランティア研修会	災害ボランティア研修会(1回)、設置訓練(1回)の実施		
						収集ボランティア	家に居ながら簡単にできるボランティア活動として、プルタブや使用済み切手等収集活動を行う		
4	一般配分金事業	4	児童・青少年福祉活動事業	5	児童・青少年福祉活動事業	福祉学習プログラム	各学校での総合学習での福祉教育の取組を支援する		
						福祉活動協力校指定事業	町内の小学校・中学校・高等学校へ活動費助成		
6	福祉育成・援助活動事業	6	福祉育成・援助活動事業	6	福祉育成・援助活動事業	だがしや縁日	地域の子供から大人まで世代間交流を図りながら物を買うなど社会常識を学ぶ		
						地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業		
6	福祉育成・援助活動事業	6	福祉育成・援助活動事業	6	福祉育成・援助活動事業	高齢者交流会	会食と交流を目的とした集いを年2回開催(単身高齢者・高齢者のみの世帯対象)		
						高齢者趣味活動支援事業	高齢者の生きがい生活の助長と心身機能の維持向上、並びに人材育成		

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
1	社会福祉事業	6	市受託事業	福祉センター指定管理事業	福祉育成・援助活動事業	福祉団体自主運営支援	福祉団体の自主運営に向けての後方支援
						緊急時連絡版・カード発行事業	緊急時の身元把握と家族への迅速な連絡を図る
						災害ボランティア養成講座	災害時に地域のリーダーとして活動するボランティアの人材発掘、養成を行う
						ミニデイサービスボランティア研修会	ミニデイサービスのボランティアを対象に研修を行う
						元気もりもり教室（和話輪推進研修会）	登米市との共催事業、介護予防に関する各種研修を行う、社協側はミニデイお世話人を対象に実施する
						ミニデイ推進事業「笑っ亭」	ミニデイ・シニアサロンの推進を図る
		5	歳末たすけあい配分金事業	地域ささえあい事業	ボランティア団体助成	ボランティア協会への助成	
					地域ささえあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施	
					外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付	
					ミニデイサービス事業	高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る	
					配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する（月・水・金曜日に市内統一実施）	
		7	福祉センター指定管理事業	日常生活自立支援事業	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に市の総合事業（地域支援事業）に向けた各種取組と体制整備を行う、地域福祉推進事業と連携し、地域間交流事業としてサロンやスポーツ交流を企画する	
					登米老人福祉センター運営事業	登米老人福祉センターの指定管理業務を実施する	
					日常生活自立支援事業	まもり一歩事業の実施及び支援	
					生活福祉資金貸付事業	相談受付等の業務	
		10	生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う	

## 東和 支所 令和5年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービスマネジメント区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)	
1	社会福祉事業	1	法人運営事業	1	法人運営事業	支所運営	支所の管理運営を全般的に行う。	
						東和地区の福祉全般の諸課題を協議検討する。(年3回)		
						地区委員研修	各種研修会への参加(フォーラム等)	
						福祉活動推進員長会議	福祉活動推進員を対象とした会議を開催。 (社協会費納入依頼 他)	
						福祉活動推進員研修会(地域支援研修会)	生活支援体制整備事業(地域支援研修会)と共催で開催(年2回)	
					2	地域福祉推進事業	地域福祉懇談会	区長、町内会長、民生委員、福祉活動推進員との情報交換の場。
						支所だよりの発行事業	社協東和支所活動の周知と市民に情報提供を行う。	
						地域福祉教育推進事業	町内会が行う住民主体の福祉教育普及及び地域活動に活動費の一部を助成し、地域の福祉力向上を図る。	
						小地域ネットワーク事業	見守りが必要な方に対し、地域住民の協力を得て地域で見守る体制を構築する。	
						福祉防災マップ作成事業	地域の危険箇所及び避難時における避難経路と要援護者の情報把握と共有を図り、地域の支え合いの仕組みづくりを図る。	
					3	生活相談事業	定例相談所の開設	地域の困りごとに対処するため、生活相談所を開設する。 (年4回、相談員2名と行政相談員1名で対応。)
					生活相談員会議・研修会	相談員技法向上を目的とした会議(年1回)、研修会(年1回)の開催。		
			3	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター運営	ボランティアセンター(相談・登録・幹事・調整)		
					防災研修会	災害時における知識と組織活動の強化を図る。 コミュニティと共催。		
					福祉体験学習会	小学4～6年生の児童を対象に、福祉に関する知識と理解を深める場を提供する。(年1回)		
					福祉学習プログラム	「キヤップハンデイ体験」を含む地域福祉に関する学習を通じ、地域課題に目を向けた福祉について考えるきっかけの場を提供する。		
			4	一般募金配分金事業	福祉活動協力校指定事業	町内の小学校・中学校へ活動費を助成する。		
					ふれあい駄菓子屋	子どもから高齢者までの世代間のふれあいと地域のつながりづくりを図る。		
					地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業		

## 令和5年度事業計画書

支所

東和

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)					
1	社会福祉事業	4	一般募金配分金事業	6	福祉育成・援助活動事業	福祉団体自主運営支援	福祉団体の自主運営に向けての後方支援					
					福祉育成・援助活動事業	玄米ダンベル教室 (高齢者趣味活動支援事業)	高齢者の生きがい生活の助長と心身機能の維持向上、並びに人材育成					
					福祉育成・援助活動事業	高齢者会食会	単身高齢者・高齢者世帯交流会(2回、内1回はボラ友主催)					
					福祉育成・援助活動事業	緊急時連絡版・カード発行事業	緊急時の身元把握と家族への迅速な連絡を図るため発行する。					
					福祉育成・援助活動事業	ボランティア交流会	ボランティア交流会	活動状況や課題点についての情報交換会を行い、ボランティア活動の向上と活性化を図る。				
					福祉育成・援助活動事業	ミニデイ・シニアサロン研修会	ミニデイ・シニアサロン研修会	活用できる体操やレクリエーションの伝達。(年2回)				
		5	歳末たすけあい配分金事業	8	地域ささえあい事業	ボランティア活動育成事業	和話輪推進研修会	市と共催(年3回)。ミニデイサービスボランティア研修を兼ねる。介護予防ボランティアの育成を図る。				
						ボランティア団体助成	ボランティア友の会への助成	ボランティア友の会への助成				
		6	市受託事業	6	市受託事業	歳末たすけあい配分金事業	地域ささえあい事業	自主運営に伴う後方支援	生活困窮者等の支援を目的に実施			
						外出支援サービス事業	外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付				
						ミニデイサービス事業	ミニデイサービス事業	高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る。 ・ミニデイ・シニアサロンの開催 ・ミニデイ代表者会議の開催(年1回)				
						配食サービス事業	配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する				
						生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に市の総合事業(地域支援事業)に向けた各種取組と体制整備を行う ・協議体会議1回、東和連絡会議3回 ・地域支援研修会2回 ・麻雀親睦交流会1回				
						日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分で、日常生活に不安のあるか方に対して金銭管理のサービスを行う。				
						生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	県社協で貸付を行う生活福祉資金の借受申請について相談に応じ、また申請を受理し本部に進達する。				
						生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う				
						8	日常生活自立支援事業	8	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業
										日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業
		9	生活福祉資金貸付事業	9	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業				
						生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業				
		10	生活安定資金貸付事業	10	生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業				
生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業					生活安定資金貸付事業						

# 令和5年度事業計画書

支所

中田

No.7

A	事業区分	B	拠点区分	C	事業名	事業概要 (対象者、内容など)		
1	社会福祉事業	1	法人運営事業	1	支所運営	支所の管理運営を全般的に行う。		
		2	地域福祉事業	2	法人運営事業	地区委員会	中田地区内の地域福祉の充実と発展のために協議する(年3回)	
				2	地域福祉推進事業	福祉活動推進研修会	地域福祉活動を推進するため、社協事業などについて研修会を行う	
		3	地域福祉事業	地域福祉推進事業	2	地域福祉推進事業	地域福祉教育推進事業	地域内の福祉力アップ、住民同士のつながりを強化し、地域内活動の活性化を図るきっかけづくりを行う。
					2	地域福祉推進事業	地域還元事業 (仮称)	食の提供を通じて、社協事業を知るきっかけづくりを行う。学童クラブの子供たちを中心に食の提供を行う。
					2	地域福祉推進事業	地域づくり研修会	地域づくりの講演会を通じ、改めて地域での支え合いづくりの基盤を学び、地域内での支え合い推進を促す
4	地域福祉推進事業	生活相談	なかだの秋まつり (社協チャリティーバザー)	地域住民へ社協のPR、バザーの収益は共同募金と中田町ボランティア友の会の活動資金に有効活用する。				
5	地域福祉推進事業	支所だより等の発行	生活相談	社協事業やボランティアに関する情報を提供する。年間6回以上発行				
4	一般募金配分金事業	3	ボランティアセンター事業	4	ボランティアセンター運営	日常生活での困り事の相談を受け、解決できるように支援する。定例会相談会(年4回)、相談所連絡会議(4月)生活相談員、行政相談員、消費生活相談員、人権擁護委員		
				4	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター (相談・登録・幹旋・調整)	ボランティアセンター(相談・登録・幹旋・調整)	
				5	児童・青少年福祉活動事業	災害ボランティア研修会	マップづくりについて研修。コロナ感染予防対策を行い、2回にわけて開催。	
				5	児童・青少年福祉活動事業	福祉協力校指定事業	町内小学校・中学校・高等学校の福祉活動を支援するため助成金を交付。情報交換会。	
				5	児童・青少年福祉活動事業	福祉体験学習講座	町内小学生を対象に、専門的分野での学習機会を作り福祉に対する関心を深める。	
				5	児童・青少年福祉活動事業	福祉学習プログラム(の体系化と運用 (キャップハンディ体験))	町内小・中学校へ出向きキャップハンディ体験を行う。また、必要に応じて講師の派遣や用具の貸出等も随時行っていく。	
6	福祉育成・援助活動事業	4	一般募金配分金事業	5	地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業		
				6	ボランティア協力校情報交換会	ボランティア協力校相互の情報交換や社協との事業連携等についての説明会を開催。		
				6	地域交流事業	地域住民との交流事業・地域福祉学習会		
				6	高齢者会食会(マロニエ会)	一人暮らし高齢者の社会参加と交流事業(年5回)		
6	高齢者趣味活動支援事業	高齢者の生きがい・趣味活動の促進と中田町老連のつどいへの参加。						
6	サントラの宅配事業	他団体が主催するクリスマスプレゼント配達事業へボランティアを派遣する。						

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要 (対象者、内容など)	
1	社会福祉事業	4	一般募金配分金事業	7	ボランティア活動育成事業	和話輪推進研修会	登米市との協働事業。年3回。地域のリーダーを育成し、介護予防の推進や集まる場の充実を図る。	
						ミニデイ・シニア交流会	ミニデイサービス、シニアサロンボランティアの情報交換などを行い、開催内容の充実を図る。	
						ボランティア助成事業	ボランティア活動を支援するため、中田町ボランティア友の会へ助成金を交付する。	
						収集ボランティア事業	使用済み切手やプルタブなどの収集を行い、福祉活動に役立てる。	
		5	歳末たすけあい配分金事業	8	地域ささえあい事業	8	ボランティア講座	ボランティア育成のための各種研修を行う。
							一人暮らし高齢者誕生日プレゼント事業	75歳以上の一人暮らし高齢者へ誕生日プレゼントを贈る。プレゼントは、作成から配達までボランティアが行う。
							カラダ会研修会	誕生日プレゼントを作成するための研修を行う。
		6	市受託事業	10	外出支援サービス事業	10	絵手紙ボランティア交流研修会	ひとり暮らし高齢者誕生日プレゼント作成とスキルアップむけて開催
							地域ささえあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施
							外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付
		7	福祉センター指定管理事業	16	中田老人福祉センター運営事業	16	ミニデイサービス事業	高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る
							配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する
							生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に市の総合事業(地域支援事業)に向けた各種取組と体制整備を行う
		8	日常生活自立支援事業	19	日常生活自立支援事業	19	俺んち	地域住民の興味のあるものの講座を開催し、情報交換・地域交流のきっかけとして活用する。
							ちよこつと体操	コロナ禍でもみんな楽しく集まり、健康維持、体力増進、介護予防、集いのきっかけとなることを目的とする。
							生活支援研修会(地域づくり研修会)	地域づくりの講演会を通じ、改めて地域での支え合いづくりの基盤を学び、地域内での支え合い推進を促す
		9	生活福祉資金貸付事業	20	生活福祉資金貸付事業	20	視察研修会	気仙沼市社協で行っている事業視察を行い、新たな取り組みの参考となる研修会を行う
							中田老人福祉センターの指定管理業務	中田老人福祉センターの指定管理業務
							まもり一歩事業の実施及び支援	まもり一歩事業の実施及び支援
		10	生活安定資金貸付事業	21	生活安定資金貸付事業	21	生活福祉資金貸付事業	低所得者、身体障害者、高齢者等に対する貸付資金事業の相談受付窓口として宮城県社協と連絡を密にして貸付事務と償還に関する事務を行う。
							生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う

# 豊里 支所 令和5年度事業計画書

No.9

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービスマネジメント区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
1	社会福祉事業	1	法人運営事業	1	法人運営事業	管理運営	支所の管理運営を全般的に行う。
		2	地域福祉事業	2	地域福祉推進事業	豊里地区委員会	地区委員会(年3回)
						各種研修会	各種研修会への参加(地域福祉フォーラム等)
		3	ボランティアセンター事業	3	ボランティアセンター事業	福祉活動推進員長会議	福祉活動推進員長会議(1回)
						福祉活動推進員研修会	福祉活動推進員の役割及び福祉協事業の説明(年1回)
						地域福祉教育推進事業	地域福祉の充実のための助成(20行政区)
						小地域ネットワーク事業	高齢者等見守りが必要と思われる方の見守り活動
						地域還元事業	グラウンドゴルフ大会の開催(66協会・住民・社協役員交流の場づくり)
						支所だより発行	とよさと支所だよりの発行(年6回以上)
		4	一般募金配分事業	4	一般募金配分事業	生活相談所の開設	定例相談所開設(年4回:行政相談、人権擁護相談同時開催)
各種研修会・会議	各研修会への参加(県社協、本部主催)						
5	児童・青少年福祉活動事業	5	児童・青少年福祉活動事業	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター運営(相談・登録・斡旋・調整)		
				災害ボランティア研修会	災害ボランティア研修会(年1回) 災害ボランティアセンター設置訓練(年1回)(本部合同開催)		
6	児童・青少年福祉活動事業	6	児童・青少年福祉活動事業	ボランティアセンターだより発行	ボランティアセンターだよりの発行(年6回以上)		
				福祉体験学習講座(キヤップハンディ体験)	学校や地域住民を対象とした福祉体験		
7	児童・青少年福祉活動事業	7	児童・青少年福祉活動事業	福祉活動協力校指定事業	地区内小・中学校への助成(1校)		
				福祉活動協力校説明会	福祉活動協力校指定事業の説明と情報交換		
8	児童・青少年福祉活動事業	8	児童・青少年福祉活動事業	だがし屋さん	世代間交流の場の提供。駄菓子・飲み物の販売(年1回)		

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
1	社会福祉事業			5	児童・青少年福祉活動事業	地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業
				6	福祉育成・援助活動事業	高齢者会食会(ふれあい交流会)	一人暮らし・高齢者のみ世帯を対象にした交流会の実施(年2回)
				4	一般募金配分金事業	高齢者趣味活動支援事業	高齢者の生きがい生活の助長と心身機能の維持向上、並びに人材育成
				6		緊急時連絡版・カード発行事業	65歳以上の希望者に対し発行し、緊急時の連携を図る(通年)
						チャリティーバザー	地域の交流の場としてバザーのほか、青空マーケット、赤い羽根くじ引き、だが生屋、カフェなどの開催(年1回)
				認知症カフェ		地区内の福祉事業所と協力し開催(年3回程度)	
						和話輪推進行研修会(豊里いきいき元気講座)	ミニデイボランティアやリーダーの養成を行う研修会の実施(登米市と共催:年3回)
		7		ボランティア活動育成事業	ボランティア養成講座	ボランティア活動の充実を図るため研修会の実施(年1回)	
						福祉団体助成事業	ボランティア友の会への助成と支援
						ボランティア代表者会議・交流会	ミニデイサービス、配食サービスボランティアの情報交換会(各1回)
		5		歳末たすけあい配分金事業		地域ささえあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施
						外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付
		6		市受託事業		ミニデイサービス事業	高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る
						配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居室を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する
						生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に市の総合事業(地域支援事業)に向けた各種取組と体制整備を行う
		8		日常生活自立支援事業		日常生活自立支援事業	判断能力が不十分で、日常生活に不安のある方に対して金銭管理等の支援を行う
		9		生活福祉資金貸付事業		生活福祉資金貸付事業	低所得者、身体障害者、高齢者等に対する貸付資金事業の相談窓口として宮城県社協と連携を密にして貸付事務と償還に関する事務を行う
		10		生活安定資金貸付事業		生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う

## 米山 支所 令和5年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)		
1	社会福祉事業	1	法人運営事業	1	法人運営事業	支所運営	支所の管理運営を全般的に行う。		
						米山地区委員会	地区委員会(年3回)、地区委員研修会(年1回)		
		2	地域福祉事業	2	地域福祉推進事業	2	地域福祉推進事業	各種研修	各種研修会への参加(地域福祉フォーラム等)
								福祉活動推進員長会議	社協事業の説明及び社協会費への協力(年1回)
								福祉活動推進員研修	福祉活動推進員の役割及び社協事業の説明(年1回)
								地区懇談会	社協事業の紹介・意見交換
								地域づくり研修会	地域で活躍するボランティア等の意識を高め資質向上を図る(年1回)
								支所だより発行	よねやま支所だよりの発行(年8回)
								地域福祉教育推進事業	地域福祉の充実のための助成(全行政区)
								地域還元事業	レクトレ教室(3コミュニティ)
3	生活相談事業	3	生活相談事業	3	生活相談事業	生活相談所の開設	定例相談所開設(年4回:行政相談と合同)		
						各種研修	各研修会への参加(県社協、本部主催)		
3	ボランティアセンター事業	3	ボランティアセンター事業	4	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター(相談・登録・斡旋・調整)		
						災害ボランティア研修会	・小中学校、コミュニティと連携し災害ボランティアについて研修を行う。中学校区合同防災訓練については、小中学生の支援を行いながら、住民参加を促し防災力向上につなげる。		
4	一般配分金事業	4	一般配分金事業	5	児童・青少年福祉活動事業	災害ボランティアセンター設置訓練	災害ボランティアセンター設置訓練(年1回)		
						各種研修会への参加	各種研修会への参加(災害シンポジウム等)		
4	一般配分金事業	4	一般配分金事業	5	児童・青少年福祉活動事業	キャップハンデイ体験学習	キャップハンデイ体験を中心に福祉学習をする		
						福祉体験学習会	防災体験学習		
4	一般配分金事業	4	一般配分金事業	5	児童・青少年福祉活動事業	ボランティア協力校指定事業	ボランティア協力校連絡会議(年1回) 町内小学校・中学校・きづな高等学校への助成(5校)		
						まるごとちやれんじ	コミュニティと連携を取り高齢者や子供たちとの世代間交流を図る(年1回)		
4	一般配分金事業	4	一般配分金事業	5	児童・青少年福祉活動事業	地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業		

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)		
1	社会福祉事業			6	福祉育成・援助活動事業	ふれあい会食会	概ね70歳以上の一人暮らし、高齢者世帯を対象とした会食会(年2回)		
						高齢者趣味活動支援事業	カラオケ、グラウンドゴルフ等集いの場		
						福祉団体自主運営支援	福祉団体の自主運営に向けての後方支援		
						配食サービスボランティア研修会(ブロッコック開催)	衛生管理・食品管理についての研修会		
						環境美化ボランティア活動	交通安全教室		
						ミニデイズボランティア交流会	清掃を通してボランティア意識を高める(年2回)		
		5	歳末たすけあい配分金事業			7	ボランティア活動育成事業	ボランティア交流会	ボランティアを対象に説明会及び交流を図る(年1回)
								ボランティア団体助成	米山町ボランティア友の会への助成
								いきいきリーダー研修会	行政と共催による地域を活発にするリーダーを養成(年3回)
								地域ささえあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施
								外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付
		6	市受託事業			10	ミニデイズサービス事業	ミニデイズサービス事業	高齢者に対し身近に利用できるデイズサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る
								配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する(月・水・金)
								生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に市の総合事業(地域支援事業)に向けた各種取組と体制整備を行う
								米山総合保健福祉センター運営事業	米山総合保健福祉センターの指定管理業務を実施する。
		7	日常生活自立支援事業			19	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分で、日常的に不安のある方に対して、定期的に生活支援員が訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う
								生活福祉資金貸付事業	低所得者、身体障害者、高齢者等に対する貸付資金事業の相談受付窓口として宮城県社協と連絡を密にして貸付事務と償還に関する事務
								生活福祉資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う
								生活福祉資金貸付事業	
								生活福祉資金貸付事業	

## 石越 支所 令和5年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
1	社会福祉事業	1	法人運営事業	1	法人運営事業	管理運営	支所の管理運営を全般的に行う。
		2	地域福祉事業	2	地域福祉推進事業	石越地区委員会	地区委員会(年3回)
						各種研修	役員研修
		2	地域福祉事業	2	地域福祉推進事業	地域還元事業	まるごと石越祭りに併せ社協コーナーを設け社協PR
						福祉活動推進員会議	福祉活動推進員を対象とした会議を開催する(社協会費の納入依頼も行う)(年1回)
		2	地域福祉事業	2	地域福祉推進事業	福祉活動推進員研修会	福祉活動推進員を対象とした研修会を開催する(年1回)
						地域福祉教育推進事業	地域の福祉力向上及び活性化を目指しつつ地域福祉活動(小地域ネットワーク事業)の充実へ向けた推進を図る
		2	地域福祉事業	2	地域福祉推進事業	地区懇談会	社協事業の紹介・意見交換
						小地域ネットワーク活動	各行政区で組まれているネットワークについて地域住民と意見交換や今後の活動について話し合う
		2	地域福祉事業	2	地域福祉推進事業	福祉チャリティーバザー	地域住民より物品を寄贈してもらいチャリティーバザーを開催し、自主財源の確保を図る
支所だより発行	社協石越支所活動を周知し、市民に情報提供を行う(年6回)						
3	ボランテアセンター事業	3	ボランテアセンター事業	生活相談所開設(困りごと何でも相談)	地域の困りごとに対処するため、定例的に生活相談所を支所内に開設する(年4回開催、行政相談員含)、生活相談員研修参加		
				ボランテアセンター事業	ボランテアセンター(相談・登録・斡旋・調整)		
3	ボランテアセンター事業	4	ボランテアセンター事業	災害ボランテアネットワーク運営会議	災害ボランテアネットワーク運営会議を行い災害研修会を実施する		
4	一般配分金事業	4	一般配分金事業	災害ボランテア研修会	災害・防災に関する研修会を実施する		
				福祉体験学習(キヤップハンデ体験学習)	町内の小学校の児童を対象に福祉体験学習を行う		
4	一般配分金事業	5	一般配分金事業	児童青少年福祉活動事業	町内の小学校・中学校へ活動費助成		
4	一般配分金事業	4	一般配分金事業	福祉活動協力校情報交換会	学校への福祉協力校指定事業の説明と情報交換		
				だがしや広場	石越コミュニティ運営協議会と協力し、世代間交流を図りながら物を買うなど、社会認識を学ぶ。		
4	一般配分金事業	4	一般配分金事業	地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業		

## 石越 支所 令和5年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)		
1	社会福祉事業	4	一般配分金事業	6	福祉育成・援助活動事業	ふれあい会食会	65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に交流会を開催する		
						とっておきシアターのつどい	75歳以上一人暮らしと80歳以上高齢世帯を対象に交流会を開催する		
						高齢者趣味活動支援事業	高齢者の生きがい、生活の助長と心身機能の維持向上、並びに人材育成		
						福祉団体自主運営支援	福祉団体の自主運営に向けての後方支援		
						ボランティア養成講座	ボランティア人口を増やすため、人材育成を図る		
						配食サービスボランティア研修	配食サービス調理・配達ボランティアに活用できる講話や実習を開催		
		5	歳末たすけあい配分金事業	8	地域ささえあい事業	10	外出支援サービス事業	ボランティア団体助成	ボランティア協会への助成
								和輪話推進研修会	介護予防推進の地域リーダー育成を目的に開催
								地域ささえあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施
								外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付
								ミニデイスサービス事業	高齢者に対し身近に利用できるデイスサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る(年3回:和話輪研修開催)
		6	市受託事業	11	配食サービス事業	12	配食サービス事業	配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事の調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する
								生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に市の総合事業(地域支援事業)に向けた各種取組と体制整備を行う
								石越福祉センター運営事業	石越福祉センターの指定管理業務
								日常生活自立支援事業	判断能力が不十分で、日常生活に不安のある方に対して金銭管理等の支援を行う
		7	福祉センター指定管理事業	18	日常生活自立支援事業	19	日常生活自立支援事業	生活福祉資金貸付事業	低所得者、身体障害者、高齢者等に対する貸付資金事業の相談窓口として宮城県社協と連携を密にして貸付事務と償還に関する事務を行う
								生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業
								生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業
								生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業
								生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業

# 支所 令和5年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
1	社会福祉事業	1	法人運営事業	1	法人運営事業	管理運営	支所の管理運営を一般的に行う。
						南方地区委員会	地区委員会(年3回)、地区委員研修会(年1回)
						各種研修	各種研修会への参加(地域福祉フォーラム等)
						福祉活動推進員長会議	福祉活動推進員並びに行政区長合同会議(年1回)
						福祉活動推進員長研修会	福祉活動推進員長研修会(年1回)
						支所だより発行	みなみかた支所だよりの発行(年8回)
						地域福祉教育推進事業	地域福祉の充実のための助成(全行政区)
						小地域ネットワーク事業	独居高齢者の安否確認見守り活動見守りコールセンターの推進
						地域還元事業	通年、各地区訪問
						地区懇談会	通年、28行政区開催
						生活相談所の開設	生活相談所の開設(年4回:行政相談同時開催)
						各種研修	各種研修会への参加(県社協、本部主催)
3	ボランティアセンター事業	3	ボランティアセンター事業	3	生活相談事業	ボランティアセンター(相談・登録・斡旋・調整)	ボランティアセンター(相談・登録・斡旋・調整)
						災害ボランティア研修会(年1回)	災害ボランティア研修会(年1回)
						各種研修会への参加(災害シンポジウム等)	各種研修会への参加(災害シンポジウム等)
4	一般募金配分金事業	4	一般募金配分金事業	4	児童・青少年福祉活動事業	福祉体験学習会	体験を通して福祉を理解してもらう(町内、全小学校)
						福祉活動協力校指定事業	ボランティア協力校連絡会議(年1回)町内小学校・中学校への助成(4校)
						地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
1	社会福祉事業			6	福祉育成・援助活動事業	高齢者見守り事業 福祉団体自主運営支援 地域ささえあい事業	概ね65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯を対象に行事食を提供する(年1回) 福祉団体の自主運営に向けての後方支援 生活困窮者等の支援を目的に実施
		4	一般募金配分金事業			配食サービスボランティア研修会 ミニデイスサービスボランティア研修会	衛生管理・食品管理についての研修会(年1回) 和話輪研修会(年3回;登米市と共催) ミニデイスボランティア研修会並びに事業説明会(年1回)
				7	ボランティア活動育成事業	ボランティア団体助成	ボランティアのみなみかたへの助成
		5	歳末たすけあい配分金事業	8	地域ささえあい事業	ダンベル育成講座	ダンベルパワーアップセミナー(フォローアップ編)の開催(年3回)
				8	外出支援サービス事業	外出支援サービス事業	生活困窮者等の支援を目的に実施 歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付
		5	市受託事業	9	ミニデイス事業	ミニデイスサービス事業	高齢者に対し身近に利用できるデイスサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る
				10	配食サービス事業	配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する
				11	生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に市の総合事業(地域支援事業)に向けた各種取組と体制整備を行う
		6	日常生活自立支援事業	12	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分で、日常的に不安のある方に対して、定期的に生活支援員が訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う
		7	日常生活自立支援事業	13	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	低所得者、身体障害者、高齢者等に対する貸付資金事業の相談受付窓口として宮城県社協と連絡を密にして貸付事務と償還に関する事務
		8	生活福祉資金貸付事業	14	生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う

津山 支所 令和5年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
1	社会福祉事業	支所	津山	1	法人運営事業	管理運営	支所の管理運営を全般的に行う。
						津山地区委員会	地区委員会(年3回)
						委員研修会	地区委員を対象にした研修会を実施(年1回)
						生活安定資金運営委員会	生活安定資金の貸付・償還等について協議
						福祉活動推進員長会議	福祉活動推進員長へ会費や社協事業についての説明を実施(年1回)
						福祉活動推進員長・員研修会	福祉活動推進員長・員を対象とした研修会(年1回)
						小地域ネットワーク事業	ネットワークを立ち上げ要援護者の見守り活動、軽度な生活支援を実施。毎月民協定例会にて、報告。
						地域福祉教育推進事業	行政区で実施する地域活動への助成事業
						広報紙の発行	つやまだより：公民館と共同作成、津山町の情報を掲載(年12回) 支所だより：主に社協事業の周知をしていく(年6回)
						ボランティア保険	ボランティア保険の取りまとめ、加入
						世代間交流スポーツ大会(地域還元事業)【仮】	大人と子供が世代間交流を図る為、スポーツ大会を実施する
3	生活相談事業	困りごと何でも相談所	定期的に地域住民へ向けた相談所を開設(年4回)				
		法律相談	司法書士による法律相談				
		会議研修会への参加	生活相談員会議・研修会への参加				
		ボランティアセンターだより発行事業	ボランティア関連の情報を掲載(年3回)				
		ボランティアセンター運営	ボランティアセンターの運営業務				
4	一般募金配分金事業	災害ボランティア研修会	防災福祉マップの作成(年1回)				
		福祉体験学習	小学4～6年生を対象に福祉を学ぶための体験学習を実施(年1回)				
		福祉活動協力校指定事業	町内の小学校・中学校を指定し、校内の福祉活動へ助成				
4	児童・青少年福祉活動事業	福祉活動協力校打合せ会	指定校の担当教諭との打合せ				
		キャンプハンデイ体験	児童生徒のハンデイキャンプ体験学習(年1回)				
		地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業				

## 津山 支所 令和5年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
1	社会福祉事業	4	一般募金配分金事業	6	福祉育成・援助活動事業	コミュニティ連携事業	子供育成会・公民館・教育事務所・子育て支援センターとの共催事業(ボランティアこどもまつり・クリスマス会)
						緊急時災害連絡版・連絡カード発行事業	災害時や緊急時に活用できるよう発行(検討中)
						高齢者趣味活動支援事業	趣味活動の場を提供し生きがいづくりの増進を図る
						一人暮らし高齢者交流会	一人暮らし高齢者を対象とした交流会の開催(年2回)
						ボランティア連絡協議会助成金	ボランティア連絡協議会へ助成金の交付
						ボランティア養成講座	ボランティア育成のため講座を実施(年1回)
		7	ボランティア活動育成事業	和輪話推進研修会	地域のリーダー・ミニデイボランティアの育成(年3回)		
				ミニデイサービスボランティア研修会	つやま和輪話研修会に参加(年3回)		
				チャリティバザー	ボランティア連絡協議会と共催事業(年1回)		
				ミニデイ代表者会議	年度当初に協力ボランティア、利用者の名簿等提出、情報共有		
				配食サービスボランティア研修会	配食サービスボランティアを対象とした研修会(年1回)		
		5	歳未たすけあい配分金事業	8	地域ささえあい事業	地域ささえあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施
						ミニデイ代表者会議	年度当初に協力ボランティア、利用者の名簿等提出、情報共有
		6	市受託事業	11	ミニデイサービス事業	ミニデイサービス・シニアサロン事業	ミニデイサービス・シニアサロンの開催
						配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する
						生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に市の総合事業(地域支援事業)に向けた各種取組と体制整備を行う
		8	日常生活自立支援事業	19	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分で、日常的に不安のある方に対して、定期的に生活支援員が訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う
						生活福祉資金貸付事業	低所得者、身体障害者、高齢者等に対する貸付資金事業の相談受付窓口として宮城県社協と連絡を密にして貸付事務と償還に関する事務
		10	生活安定資金貸付事業	21	生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う